

生駒市水道事業管理規程第2号

市長から事務委任された事務に関する事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

令和3年4月1日

生駒市水道事業管理者 古川文男

市長から事務委任された事務に関する事務分掌規程の一部を改正する規程
市長から事務委任された事務に関する事務分掌規程（平成24年3月生駒市水道事業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

- (3) 竜田川浄化センター、山田川浄化センター及び中継ポンプ場の更新計画に関すること。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。